

利用者負担額の改定についての検討

平成 31 年 3 月 26 日

竹内幹¹

1. 「年収推定法」と「順序プロビット法」の比較

1) 各手法について

いずれの方法も、階層区分の算定根拠について、所得税（国税）→住民税という変換を行うもの。

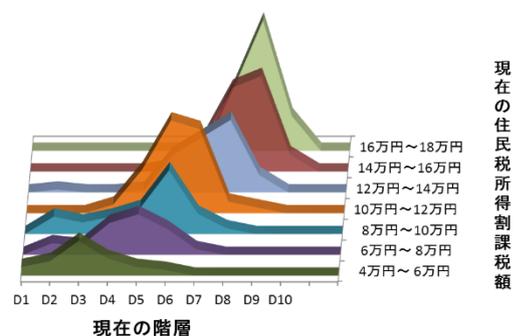
「年収推定法」：所得税額から年収を推定し、その推定された年収を基に、住民税額を対応させる。

右表を参照。たとえば、現在のD3階層区切りの下限値は所得税課税額 10000 円となっている（所得税課税額 10000 円以上 19000 円未満の世帯はD3に分類される）。所得税を 10000 円課税されるということは、一定の標準的条件下では、課税所得額（課税対象となる所得の金額）が 20 万円であることを意味する。これに基礎控除（1 人当たり 38 万円）の影響を考慮するために家族 4 人と仮定して、年収は $20+38 \times 4=172$ 万円と推定される。この年収であれば標準的には住民税課税額は 60600 円となる計算である。このような変換をすべての階層区切りに適用する。

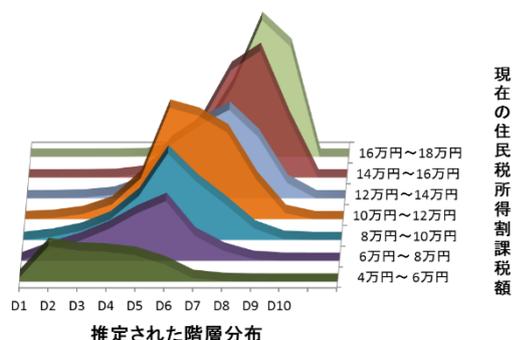
階層区分	現行の階層区分 (下限の額)	変換後の階層区分 (下限の額)
	所得税(国税) 課税額	市民税所得割 課税額
D1	1	48,601
D2	2,000	51,000
D3	10,000	60,600
D4	19,000	71,400
D5	29,000	83,400
D6	39,000	95,400
D7	57,000	117,000
D8	76,000	141,300

「順序プロビット法」：所得税額によって決まっている現在の階層を被説明変数（推定対象）として、実際の住民税額を説明変数に用いて推定する方法。住民税額→推定階層の関数が得られる。

例えば右図のように、現状の階層分布（抜粋）をみてみよう。図は、住民税所得割課税額 2 万円毎を 1 区分として、各区分に属する世帯がどの階層に分類されるのかを示している（山の高さが世帯数に相当する）。住民税課税額が高くなると、分類される階層が上がっていくことがわかる。また、住民税所得割課税額が同じ世帯でも、所得税課税額は必ずしも同じでないため、割り当てられた階層が異なる世帯も存在することが図から見て取れる。



こうした分布を数式で定量的に推定する代表的な方法のひとつが順序プロビット法である。この推定式が得られると、どんな住民税課税額に対しても、階層分布を推定・導出することができる。順序プロビット法によって推定された階層分布を図示したものが右下図である。



各世帯の住民税額をもとに分布を推定し、さらにその分布の平均値（重心）を計算し、四捨五入する。それを、新しい制度の下での各世帯が区分される階層とみなすやり方をとった。

¹ いずれも検討のための試算ですので、誤差も含まれますし、や計算ミスなどの可能性を完全に排除するものではありません。

2) 手法による階層移動のちがい

それぞれの方法で得られた階層区分表は別表1に掲載した。いずれの場合でも、算定根拠を変更することにより、現在のD階層から移動（乖離）が生じてしまう。それをまとめたのが下の表1である。

表1：階層移動の一覧（試算）

階層換算方法	対象児童数	階層の移動がない児童数	割合	階層移動の単純平均	階層移動数の絶対値平均
年収推定法（①国基準案子2人固定）	1314	476	36.2%	0.42	1.30
年収推定法（②事務局案子3人以上調整）	1314	554	42.2%	0.27	1.19
年収推定法（③審議会案子全員調整）	1314	652	49.6%	0.70	1.10
順序プロビット法（①国基準案子2人固定）	1314	496	37.7%	-0.02	0.92
順序プロビット法（②事務局案子3人以上調整）	1314	494	37.6%	-0.04	0.88
順序プロビット法（③審議会案子全員調整）	1314	612	46.6%	-0.07	0.78

さらに、上表の「年収推定法①」と「順序プロビット法①」を階層移動の観点から比較したものが下図である（②や③については、別資料を参照されたい）。この図からは、年収推定法による階層区分では階層移動幅が大きく、順序プロビット法のほうが現状に沿った分布となっていることがわかる。

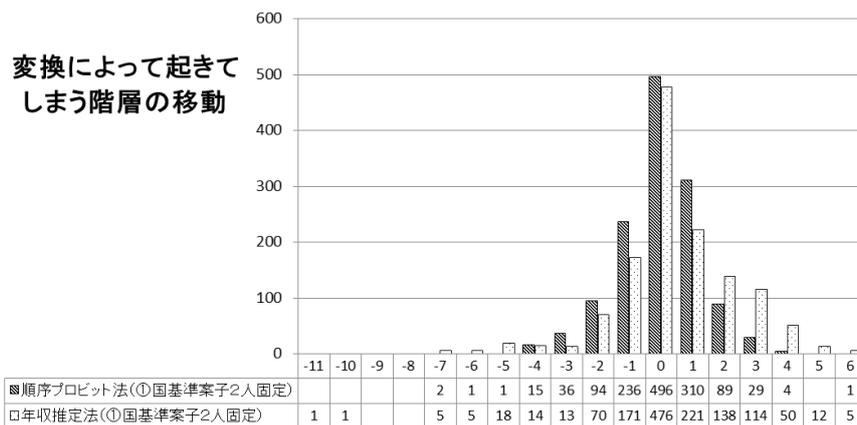


図1：住民税ベースに変換することによる階層の移動

年収推定法は区分変換の厳密性は高いものの、階層移動を最小化できているわけではない。順序プロビット法のほうが階層移動幅は少ない。したがって、区分値設定の自由度は高めたほうがよい。

表2：2つの方法の比較

	年収推定法	順序プロビット法
わかりやすさ	◎ 国税→住民税の変換は単純	○ 推定法は技術的にやや難解
恣意性からの独立	◎	◎
階層移動の最小化	○ 同じ階層にとどまる児童数は多いこともあるが、全体的には階層移動が大きく裾が広がる。変換による影響は大きい。	◎ 階層移動そのものは多くなるが、その幅が小さいので、全体的には中心にまとまり、変換による影響も小さい。

2. 階層区分表と保育料負担額の改定

- | | |
|--|-------|
| 1) 算定根拠を住民税課税額に変更する。 | (過程ア) |
| i) D7 階層での負担額の跳ね上がりを緩和するために、階層を加える。 | (過程イ) |
| ii) 国（政府）の 8 階層の区分値に準拠する。 | (過程ウ) |
| 2) D17 階層以上で負担額が 49500 円で一定となっている部分を適正化する。 | (過程エ) |

それぞれの過程を経ることで、保育料負担額がどのように変動するのかをシミュレーションした。2018 年度に国立市内保育園に在園する児童 1473 名のデータをもとに、負担額の変動を以下のような図にまとめた。

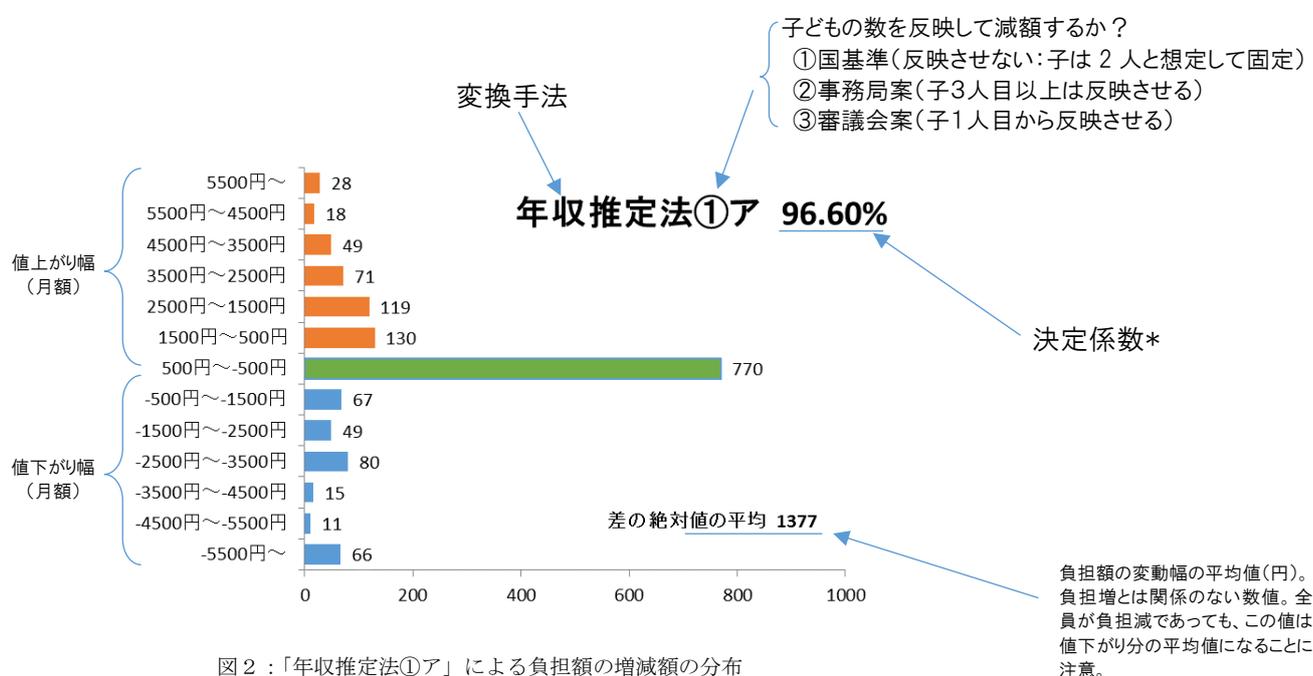


図2: 「年収推定法①ア」による負担額の増減額の分布

まず、年収推定法をつかって階層区分を住民税ベースに変換し、年少扶養控除に該当する子の数は2人と固定して（すなわち「①国基準」で）保育料を各児童について再計算する。そして、現行の保育料と、再計算された保育料の差をまとめたものが上図である。一番長い棒 770 名については変動幅が 500 円未満であることを示している²。すぐ上の「130」は、再計算による負担の増加（値上がり）が 500 円以上 1500 円未満である児童が 130 名いることを意味する。決定係数³は、ここでは「再現率」の意味合いがあり、再計算による負担の増減がまったくなければ決定係数は 100%となる。

² 正確には、変化が-500 円以上で+500 円未満となった児童数が 770 名となっている。

³ 児童 i の現在の保育料を x_i 、その平均値を \underline{x} 、再計算後の保育料を y_i と表記すれば、

$$\text{決定係数} = 1 - \frac{\sum (x_i - y_i)^2}{\sum (x_i - \underline{x})^2} \text{である。}$$

i) D7 階層での負担額の跳ね上がりを緩和するために、階層を加える。(過程イ)

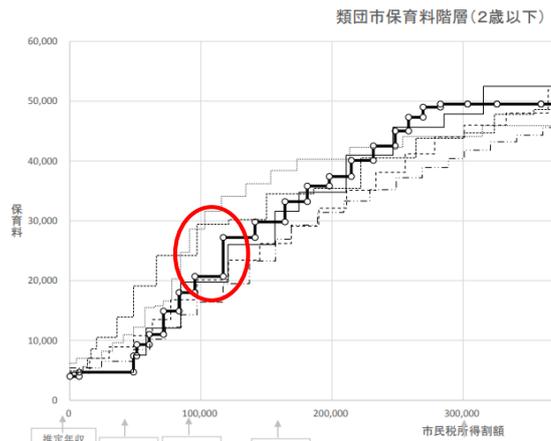


図3：現行の負担額図（一部抜粋）

ii) 国（政府）の8階層の区分値に準拠する。(過程ウ)

政府が負担の上限額基準を定めた8段階の階層表がある。また1号認定の子どもについても階層表がある（それぞれ下表）。平仄を合わせるために、それらの表における住民税所得割課税額の区分値に合わせる必要がある。具体的には、(1, 48600, 57700, 77101, 97000, 169000, 211201, 301000, 397000) を区切値としてとり入れる。この作業を過程ウとする。

表3：国の定める上限額基準

○ 平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)		保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)			
階層区分	利用者負担	利用者負担		利用者負担	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 〔0円〕	6,000円 〔0円〕	6,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	10,100円 〔3,000円〕	16,500円 〔6,000円〕	16,300円 〔6,000円〕	19,500円 〔9,000円〕	19,300円 〔9,000円〕
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円	27,000円 〔6,000円〕	26,600円 〔6,000円〕	30,000円 〔9,000円〕	29,600円 〔9,000円〕
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
		41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼児教育の無償化に係る参考資料（平成30年11月21日）」より

以上ア、イ、ウについて。それぞれの階層区分表と負担額の増減シミュレーションを別資料に一覧した。

考察：いずれの手法をとっても決定係数 95%～97%の範囲で変動は避けられない。

2) D17 階層以上の負担額を適正化する。(過程エ)

・各階層の住民税所得割課税額（各階層内の中間値）と負担額の関係

負担額として、0歳～2歳の標準時間月額を使用する。多子カウント年齢制限が適用される、住民税所得割課税額 57,700 円よりも大きい階層のデータのみを使った。税額と負担額をそれぞれ自然対数値に変換し、横軸に税額、縦軸に負担額をとってプロットしたのが下図である⁴。

各グラフ内の数式は、プロットに線形回帰式をフィッティングしたもので、第1項目の「x（住民税所得割課税額の自然対数値）」にかかる係数が「弾力性」である。ここでいう弾力性とは、たとえば弾力性=0.8であれば、住民税課税額が1%増えるごとに負担額が0.8%増えるといった関係を表している。

弾力性の値は、例えば稲城市では0.7946であったり、清瀬市では0.4725であったりと、値そのものは市によって異なる。だが、ある一定の弾力性によって負担額の増分が裏付けられていることがわかる。

現行のD17階層以上の負担額の改定・適正化にあたっては、この弾力性モデルを使うことで恣意性を排除することができる。

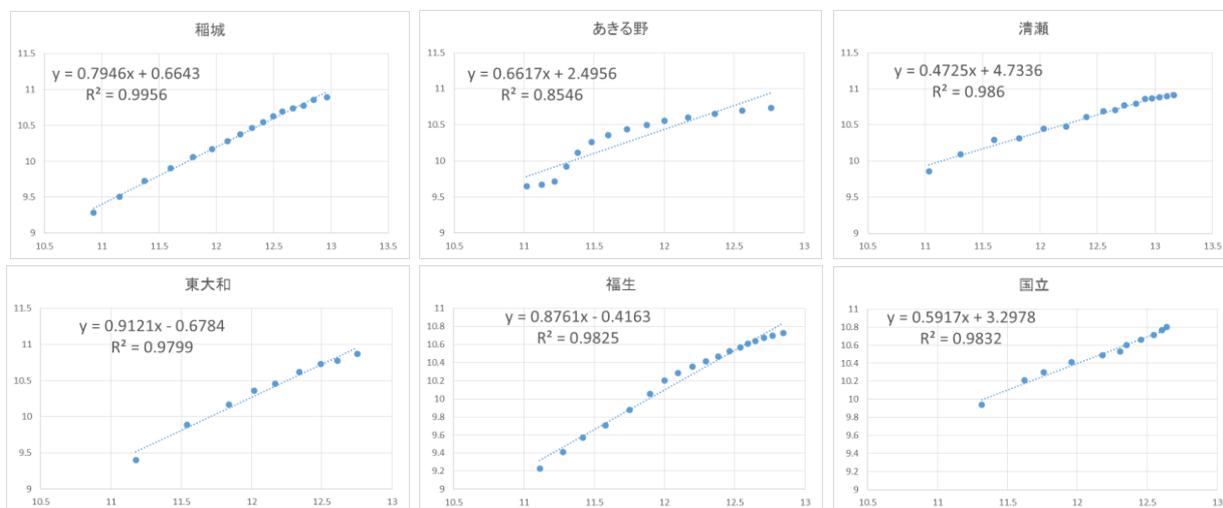


図4：住民税額と負担額の対応を弾力性モデルでみる

次ページで示した「プランA」のように、新階層19の48,700円から新階層20まで1,000円増加とすれば、弾力性は0.25となる。この弾力性値を使って、新階層20以上での負担額を設定した。それ以外の新階層での弾力性は表4のように、0.71～1.58となっており、新階層20以上の弾力性0.25は他と比べても低い。

表4：負担額の上昇の弾力性

新階層	負担額の増加における「弾力性」 (どれだけ負担額が上がっていくか)
6～9	1.35 ～ 1.58
10～14	0.90 ～ 0.93
15～19	0.71 ～ 0.75
20～	0.25 ～ 0.26

⁴国立市のデータは、②順序プロビット法（事務局案）の区分表のものを使用している。

2. プランA

以上の考察をうけ、年収推定法と順序プロビット法の特長をそれぞれ引き継ぎつつ、現行D17階層以上の負担額算定にあたっては弾力性を基準にして考案したものが下記プランAである。

表5：新しい利用者負担額表の案「プランA」

国の8階層	新階層	前年度分市民税の所得割課税額 (下記注を参照)	標準時間保育 (月額)		短時間保育 (月額)		家庭的保育事業利用者
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	A階層/B階層	-	0	0	0	0	0
第2階層	1	0円	2,000	1,200	1,900	1,100	1,700
第3階層	2	1円～28,000円未満	3,000	1,800	2,900	1,700	2,600
	3	28,000円～48,600円未満	4,600	2,700	4,500	2,700	4,000
第4階層	4	48,600円～57,700円未満	7,200	4,300	7,000	4,200	6,300
	5	57,700円～67,400円未満	9,800	5,800	9,600	5,700	8,600
	6	67,400円～77,101円未満	12,400	7,000	12,100	6,900	10,800
	7	77,101円～87,000円未満	15,000	8,100	14,700	7,900	13,200
第5階層	8	87,000円～97,000円未満	17,600	8,900	17,300	8,800	15,500
	9	97,000円～111,400円未満	20,200	9,600	19,800	9,500	17,800
	10	111,400円～125,800円未満	22,900	10,300	22,500	10,100	20,200
	11	125,800円～140,200円未満	25,600	11,500	25,100	11,200	22,500
第6階層	12	140,200円～154,600円未満	28,300	12,100	27,800	11,900	25,000
	13	154,600円～169,000円未満	31,000	13,300	30,400	13,000	27,300
	14	169,000円～190,100円未満	33,700	15,100	33,100	15,600	29,700
	15	190,100円～211,201円未満	36,700	17,400	36,000	17,000	32,400
	16	211,201円～233,650円未満	39,700	19,300	39,000	18,900	35,100
	17	233,650円～256,100円未満	42,700	20,900	41,900	20,500	37,700
第7階層	18	256,100円～278,550円未満	45,700	22,500	44,900	22,100	40,400
	19	278,550円～301,000円未満	48,700	24,000	47,800	23,500	43,000
	20	301,000円～349,000円未満	49,700	24,800	48,800	24,400	43,900
第8階層	21	349,000円～397,000円未満	51,700	25,800	50,800	25,400	45,700
	22	397,000円～445,000円未満	53,500	26,700	52,500	26,200	47,200
	23	445,000円～493,000円未満	55,100	27,500	54,100	27,000	48,600
	24	493,000円～	56,600	28,300	55,600	27,800	50,000

注：16歳未満の扶養親族が3人以上いる世帯に関しては、3人目以降1人につき19,800円を、実際の課税額から減額し、その金額を用いて階層判定を行う。前回までの審議会では事務局案と呼ばれていた方法に相当するものである。

導出手順

- 1) 住民税課税額の低い部分では年収推定法を、高い部分では順序プロビット法を参考にしつつ、国の階層区分を細分化する方法をとる。
- 2) 細分化するために加える階層数の決定にあたっては、各階層に属する児童数に偏りが生じさせないように配慮する。
- 3) 国の8階層の各階層のなかでは、住民税額と負担額の増加幅を概ね一定に保つように、3歳未満児の標準時間保育の負担額を決める。
- 4) つぎに、それに0.983を乗じた額（100円未満の端数は切捨）を、3歳未満児の短時間保育の負担額とする（国の基準に準じた現行に同じ）。3歳以上児の負担額の決定にあたっては、現行の3歳未満児負担額と3歳以上児負担額の比率を、若干の修正したうえで、乗じる（100円未満の端数は切捨）⁵。

このプランAに基づいて負担額変動シミュレーションを行い、得られた図を次ページに掲載する。

⁵ 3歳以上児負担額÷3歳未満児負担額の比率が、階層上昇とともに逓減すべきところであるが、まれに増加している部分があった。また、比率が著しく減少する部分もあり、そこでは階層があがっても3歳児以上の負担額が減少してしまっていた。これらを平準化して修正した。

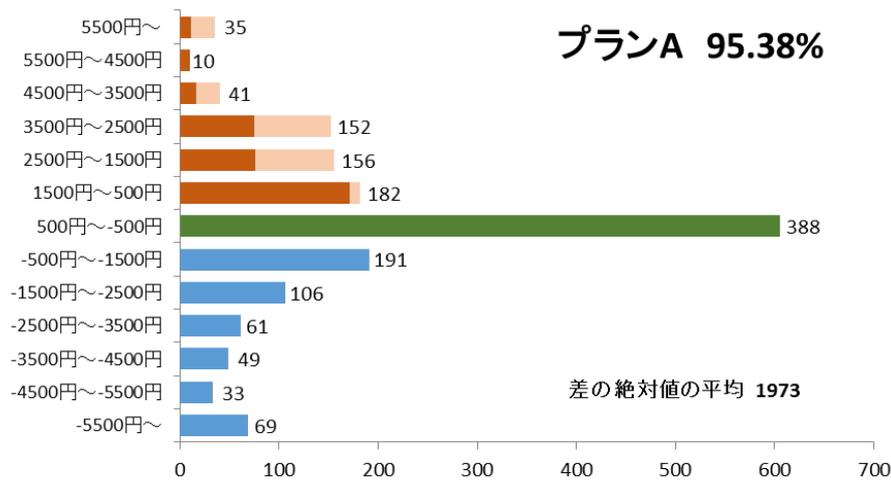


図5：プランAのもとで負担額を再計算したときに生ずる負担の増減金額の分布

注：負担増の棒で薄い色となっているのは、過程エの「D17階層以上の負担額を適正化」したことによって値上がりが生ずる児童数を表している。

負担の増減値の平均をとると、月額マイナス108円であり、総じて負担減といえる。ただし、負担増も負担減も一定数あり、その増減幅（大きさ）の平均をとると1973円である。

特に懸念されるのは、負担が子どもの暮らし向きに大きく影響するであろう、推定年収の低い世帯における負担増である。それについて考察するために、国の8階層毎の負担変化の平均値を計算した。

表6：国の階層毎にみた負担額変化の平均値

国の階層	(推定年収)	負担額変化の平均 (月額)
1		0円
2	～260万円	-238円
3	～330万円	-3,450円
4	～470万円	-2,637円
5	～640万円	-2,150円
6	～930万円	444円
7	～1,130万円	1,102円
8	1,130万円超	3,318円
平均		-108

この表からもわかるように、負担の変化は、推定年収640万円以下とされる第5階層の世帯までは平均すればマイナスとなっている。このように、特別な事例は除けば、平均をみるかぎりにおいて、上記の懸念はあたらなことがわかる⁶。

⁶ この表をみると、低所得世帯の負担を軽くするために高所得世帯の値上げを企図したかのようにみえるかもしれないが、そうではない。例えば、最も機械的な「年収推定法②ウ」を適用して、国の階層毎の負担額増減の平均値を同じように計算した（別資料表6A）。結果は同様に、第5階層の世帯までは平均すれば負担減であり、第2階層155円減、第3階層3028円減、第4階層2026円減、第5階層1228円減、そして平均値は105円減となった。すなわち、低所得世帯での負担減と高所得世帯での負担増は、プランAにかざったことではなく、機械的に区分値を計算する年収推定法でも起きている。プランAが特に、高所得世帯の負担増を財源に、低所得世帯の負担軽減を企図したものではない。

下図は、3歳未満児の標準時間保育で、徴収順位1番目に該当する児童の負担額変化についてまとめたものである（課税額70万円未満に該当する399名分のみを図示）。赤い横線は、国が定めた上限金額を示している。黒い階段状の線がプランAの料金を示している。散布図として描かれている点々は全部で399個あり、ひとつひとつが児童1人の世帯の住民税課税額（横軸）と負担額（縦軸）に対応している。

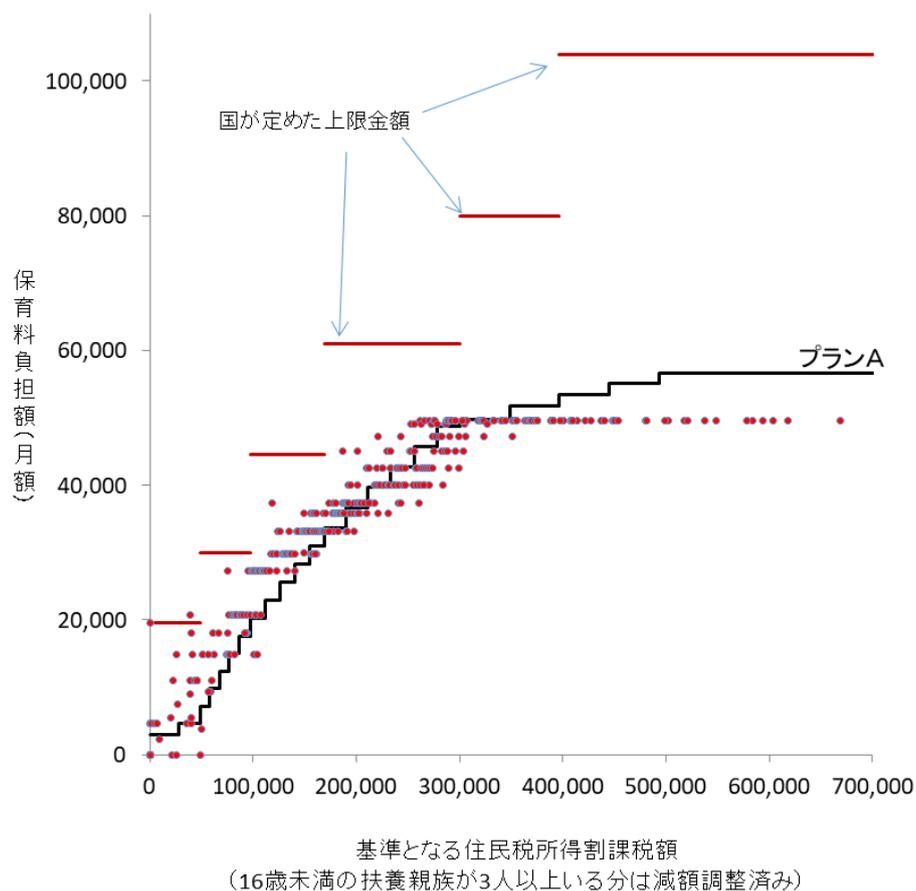


図6：プランAと現行負担額表との比較

黒い階段線よりも赤い点が上側にある→ 制度改定によって負担減（値下がり）。
下側にある→ 制度改定によって負担増（値上がり）。

特徴：

- 推定年収が640万円未満の世帯の保育料負担額は総じて減少している。
- 徴収額は1人あたり月額平均約108円減少するので、“値上げのための制度変更”でないことは理解していただける。
- 低所得世帯の負担軽減をねらった高所得世帯の値上げでもないことにも留意されたし。
- 徴収額が減る分、現年データによれば、財政負担は年間総額で $108 \times 12 \times 1473$ 人＝約191万円増える見込みである。市財政はその4分の1を負担するので、年間48万円ほどの負担増となる計算。
- 市役所内で共有される住民税のデータを使うことができるようになり、負担額決定手続きが簡略になる。これまでの「二度手間」が省かれ、負担額決定のためのコスト（人件費や労働時間）が大きく軽減される財政効果がある。また、より緊急度・重要度の高い課題に職員が対応できるようになる。

以上

過程ア（住民税ベースへの変換）を経て得られた階層区分表（案）

新階層	過程ア			
	年収推定法ア	順序プロビット法 ①ア	順序プロビット法 ②ア	順序プロビット法 ③ア
新階層1	0	0	0	0
新階層2	1	1	1	1
新階層3	7,000	7,000	7,000	7,000
新階層4	48,600	18,000	31,500	20,300
新階層5	51,000	19,000	32,500	21,300
新階層6	60,600	20,000	33,500	22,300
新階層7	71,400	43,600	33,500	35,600
新階層8	83,400	65,900	54,100	54,100
新階層9	95,400	85,200	74,100	74,500
新階層10	117,000	106,800	97,500	94,300
新階層11	141,300	130,400	121,000	116,600
新階層12	164,100	154,800	147,800	140,700
新階層13	181,200	181,000	173,800	167,500
新階層14	198,000	207,200	200,700	193,600
新階層15	214,800	230,300	223,200	204,400
新階層16	231,600	252,000	245,000	237,100
新階層17	248,250	272,700	266,100	258,300
新階層18	258,450	294,300	286,600	277,400
新階層19	269,550	314,800	307,100	297,100
新階層20	282,750	336,400	328,900	319,200
新階層21	303,450	363,400	354,300	343,500
新階層22	325,950	388,900	381,400	369,400
新階層23	359,550	425,300	414,000	407,400
新階層24				

注：

①国基準（反映させない：子は2人と想定して固定）

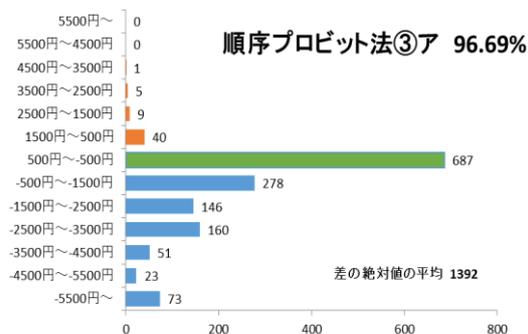
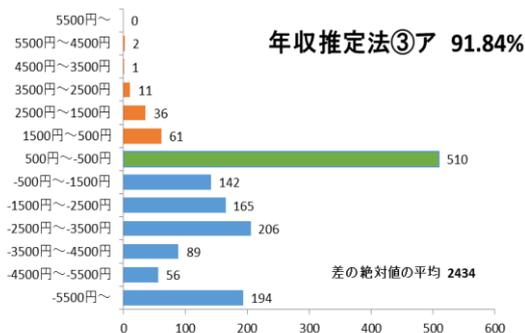
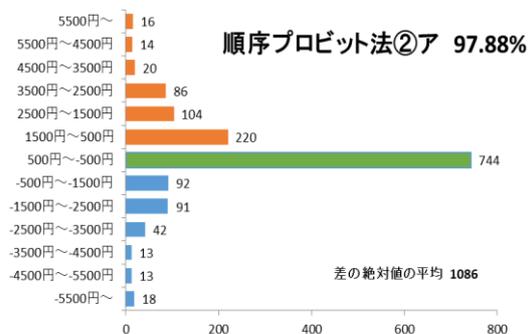
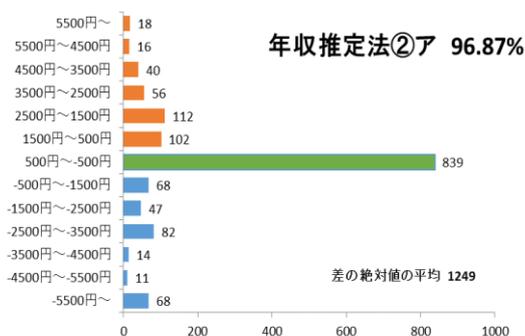
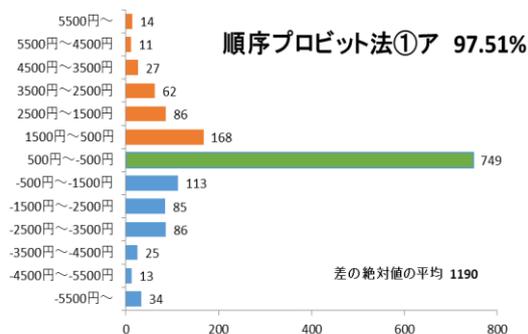
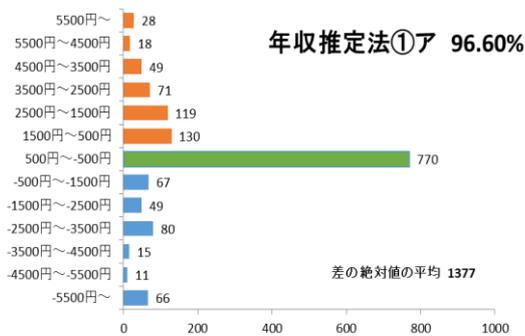
②事務局案（子3人目以上は反映させる）

③審議会案（子1人目から反映させる）

表中の数字は住民税額（所得割課税額）に相当するが、16歳未満の子どもの数に応じて実際の課税額と異なることがある。②事務局案では、16歳未満の子どもが3人以上いる場合にのみ、実際の課税額から、 $(16\text{歳未満の子どもの数} - 2) \times 19800$ 円を差し引いたあとの金額を下表にあてはめる。③審議会案では、実際の課税額から、 $(16\text{歳未満の子どもの数}) \times 19800$ 円を差し引いたあとの金額を下表にあてはめる。

注：表中の数値は、各階層における住民税所得割課税額（子の影響調整後）の下限である。

過程ア（住民税ベースへの変換）後の階層区分に基づいた保育料変動シミュレーション



注：

- ①国基準（反映させない：子は2人と想定して固定）
- ②事務局案（子3人目以上は反映させる）
- ③審議会案（子1人目から反映させる）

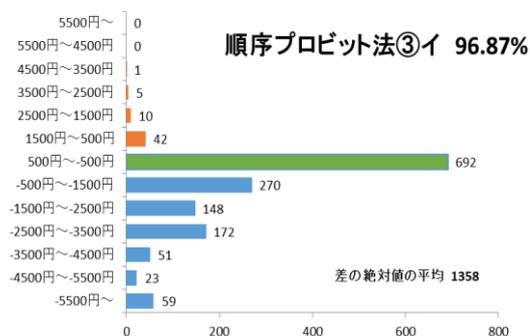
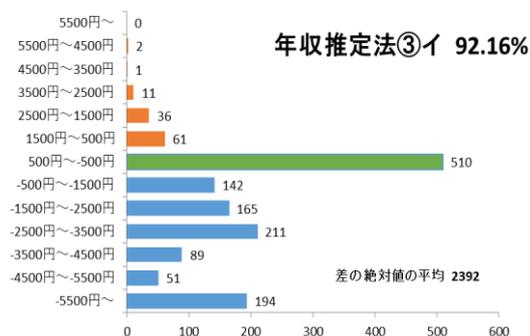
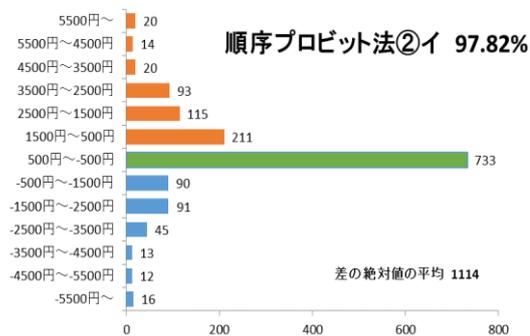
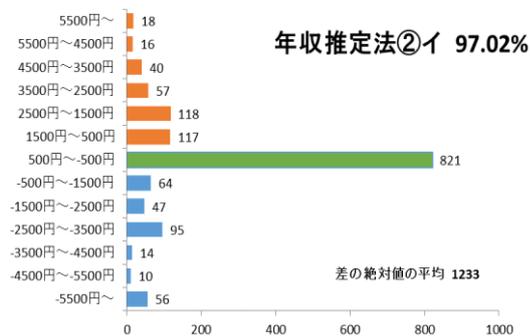
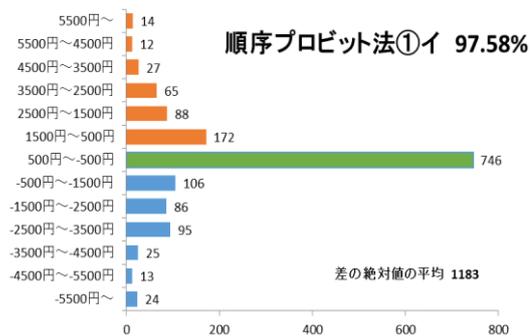
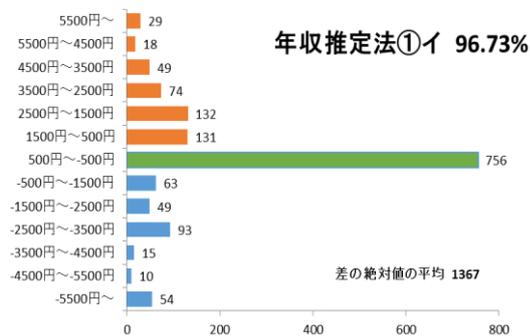
過程イ（旧7階層に1階層だけ追加）を経て得られた階層区分表（案）

新階層	過程イ			折衷案①イ	折衷案②イ	折衷案③イ
	年収推定法イ	順序プロビット法 ①イ	順序プロビット法 ②イ			
新階層1	0	0	0	0	0	0
新階層2	1	1	1	1	1	1
新階層3	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
新階層4	48,600	18,000	31,500	20,300	33,300	40,050
新階層5	51,000	19,000	32,500	21,300	35,000	41,750
新階層6	60,600	20,000	33,500	22,300	40,300	47,050
新階層7	71,400	43,600	33,500	35,600	57,500	52,450
新階層8	83,400	65,900	54,100	54,100	74,650	68,750
新階層9	95,400	85,200	74,100	74,500	90,300	84,750
新階層10	106,200	96,000	85,800	84,400	106,500	101,850
新階層11	117,000	106,800	97,500	94,300	123,700	119,000
新階層12	141,300	130,400	121,000	116,600	148,050	144,550
新階層13	164,100	154,800	147,800	140,700	172,550	168,950
新階層14	181,200	181,000	173,800	167,500	194,200	190,950
新階層15	198,000	207,200	200,700	193,600	214,150	210,600
新階層16	214,800	230,300	223,200	204,400	233,400	229,900
新階層17	231,600	252,000	245,000	237,100	252,150	248,850
新階層18	248,250	272,700	266,100	258,300	271,275	267,425
新階層19	258,450	294,300	286,600	277,400	286,625	282,775
新階層20	269,550	314,800	307,100	297,100	302,975	299,225
新階層21	282,750	336,400	328,900	319,200	323,075	318,525
新階層22	303,450	363,400	354,300	343,500	346,175	342,425
新階層23	325,950	388,900	381,400	369,400	375,625	369,975
新階層24	359,550	425,300	414,000	407,400	392,425	386,775

注：

- ①国基準（反映させない：子は2人と想定して固定）
- ②事務局案（子3人目以上は反映させる）
- ③審議会案（子1人目から反映させる）

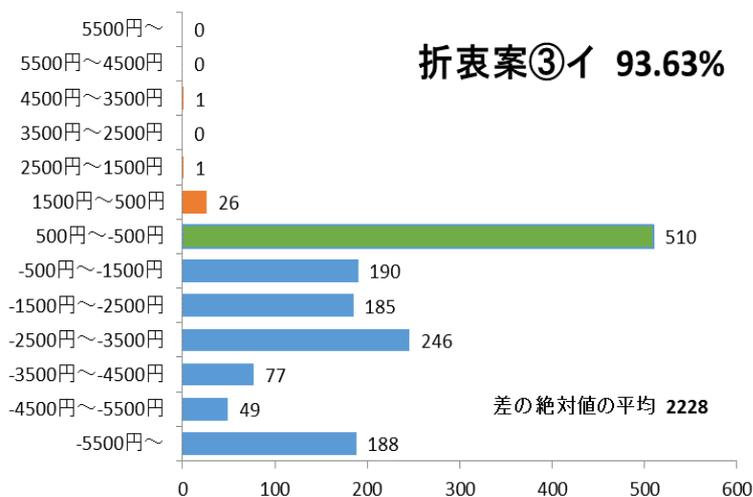
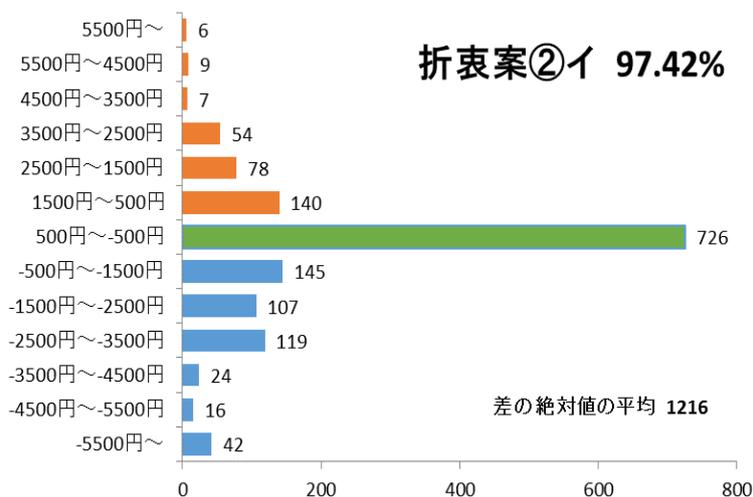
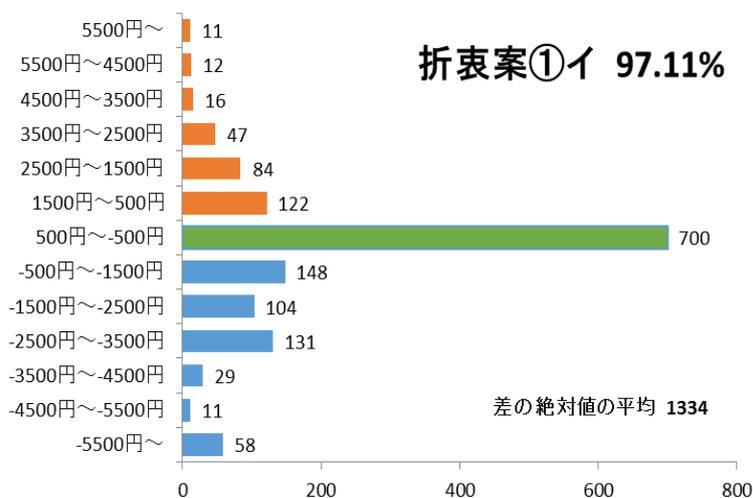
過程イ（旧7階層に1階層だけ追加）後の階層区分表案での保育料変動シミュレーション



注：

- ①国基準（反映させない：子は2人と想定して固定）
- ②事務局案（子3人目以上は反映させる）
- ③審議会案（子1人目から反映させる）

折衷案は年収推定法と順序プロビット法で、それぞれ得られた階層区分表の間をとったもの。



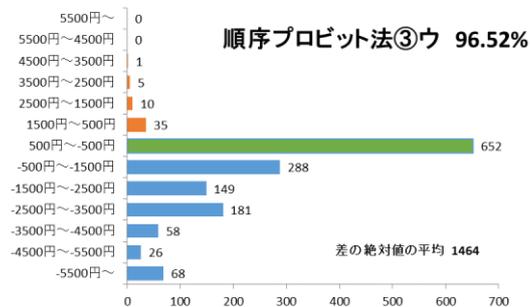
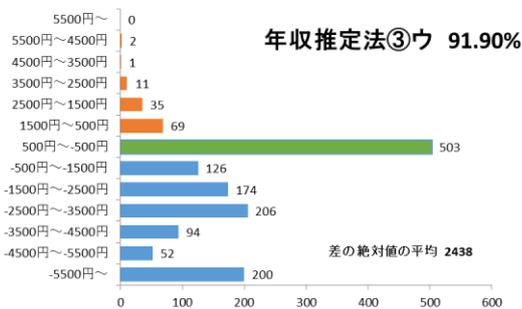
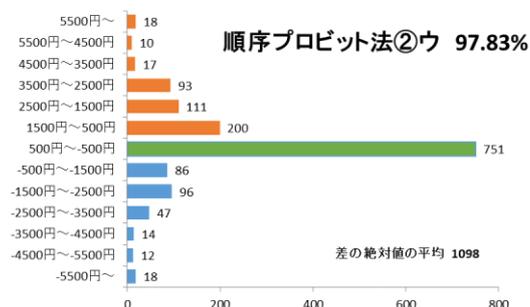
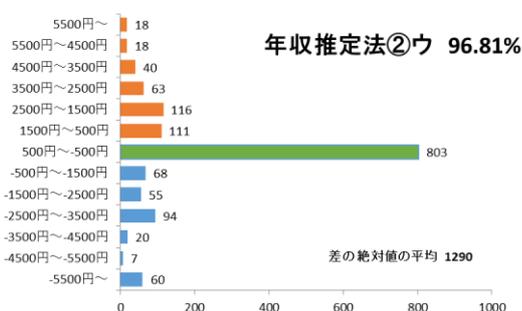
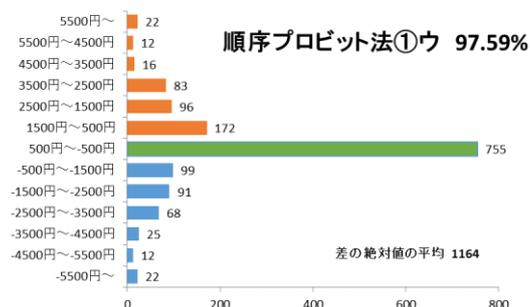
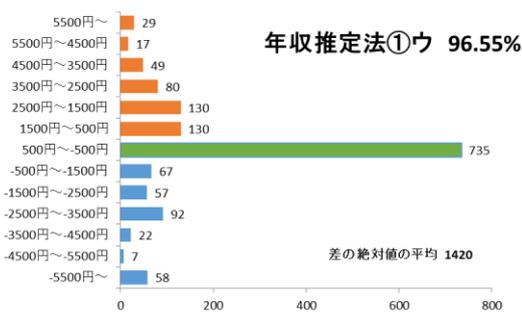
過程ウ（国基準の区切値に置き換え）後の階層区分表案

新階層	過程ウ							
	年収推定法ウ	順序プロビット法 ①ウ	順序プロビット法 ②ウ	順序プロビット法 ③ウ		折衷案①ウ	折衷案②ウ	折衷案③ウ
新階層1	0	0	0	0		0	0	0
新階層2	1	1	1	1		1	1	1
新階層3	7,000	7,000	7,000	7,000		7,000	7,000	7,000
新階層4	48,600	18,000	31,500	20,300		33,300	40,050	34,450
新階層5	51,000	19,000	32,500	21,300		35,000	41,750	36,150
新階層6	57,700	20,000	33,500	22,300		48,600	48,600	48,600
新階層7	77,101	48,600	48,600	48,600		57,700	57,700	53,500
新階層8	83,400	57,700	57,700	57,700		77,101	77,101	77,101
新階層9	97,000	77,101	77,101	77,101		97,000	84,750	84,950
新階層10	107,000	97,000	87,051	87,051		106,500	97,000	97,000
新階層11	117,000	104,500	97,000	97,000		123,700	119,000	116,800
新階層12	141,300	128,100	120,400	117,000		148,050	144,550	141,000
新階層13	169,000	153,000	145,500	141,600		169,000	169,000	169,000
新階層14	181,200	169,000	169,000	169,000		194,200	190,950	187,400
新階層15	198,000	211,201	211,201	193,600		211,201	211,201	211,201
新階層16	211,201	229,300	223,200	211,201		233,400	229,900	225,950
新階層17	231,600	250,600	244,900	237,600		252,150	248,850	244,950
新階層18	248,250	271,500	266,100	258,300		271,275	267,425	262,825
新階層19	258,450	301,000	286,400	278,000		286,625	282,775	277,775
新階層20	269,550	314,800	301,000	301,000		301,000	301,000	301,000
新階層21	282,750	336,000	328,300	319,200		323,075	318,525	313,125
新階層22	301,000	363,400	354,300	344,200		346,175	342,425	336,425
新階層23	325,950	397,000	397,000	372,800		375,625	369,975	366,675
新階層24	397,000	433,100	419,800	397,000		397,000	397,000	397,000

注：

- ①国基準（反映させない：子は2人と想定して固定）
- ②事務局案（子3人目以上は反映させる）
- ③審議会案（子1人目から反映させる）

過程ウ（国基準の区切値に置き換え）後の階層区分表案でも保育料変動シミュレーション



注：

- ①国基準（反映させない：子は2人と想定して固定）
- ②事務局案（子3人目以上は反映させる）
- ③審議会案（子1人目から反映させる）

折衷案は年収推定法と順序プロビット法で、それぞれ得られた階層区分表の間をとったもの。

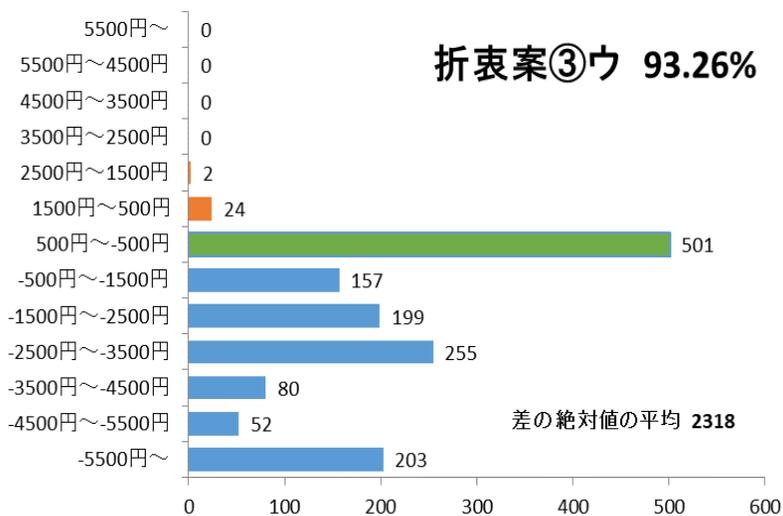
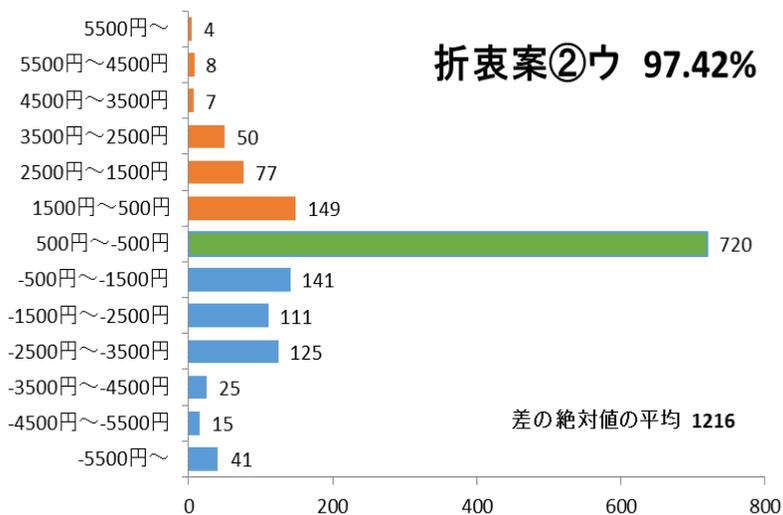
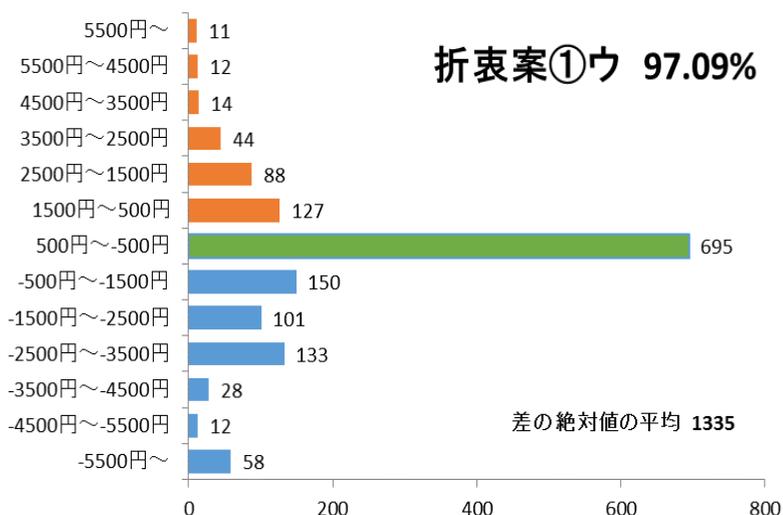


表 6 A : 国の階層毎の負担額増減の平均値
(年収推定法②ウを使った場合)

国の階層	(推定年収)	負担額の増減平均
1		0
2	～260 万円	-156
3	～330 万円	-3,028
4	～470 万円	-2,026
5	～640 万円	-1,228
6	～930 万円	907
7	～1,130 万円	737
8	1,130 万円超	10
平均		-105

別資料は以上